

公害関係施設の使用を廃止したときに、廃止後30日以内に届け出なければならない届出です。
(1基でも使用を廃止した場合に必要です。)

第3号様式 (第16条、第30条、第40条関係)

(記載例) 施設使用廃止届出書

平成〇年 〇月 〇日

提出する日付を記入します。

高松市長 殿

ばい煙発生施設、粉じん発生施設の場合は【第11条】、水質特定施設の場合は【第39条】、土壌汚染関係施設の場合は【第54条第1項】に〇をします。

届出者

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 印

施設の使用を廃止したので、香川県生活環境の保全に関する条例第11条(第22条、第34条及び第66条において準用する場合を含む。)(第39条・第54条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社〇〇〇〇 高松工場	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	高松市〇〇町〇〇番地	※ 受理	条例施行規則別表の施設名(及び施設番号)を記入します。
施設の種類	1号帯のこ盤 1基	※ 施設	工場全体の配置図(平面図)に位置を記入して添付します。全部廃止の場合は、事業場等の所在地を記入します。
施設の設置場所	別紙のとおり		
使用廃止の年月日	平成〇年 〇月 〇日	※ 備考	使用を廃止した日を記入します。
使用廃止の理由	老朽化のため。		全部廃止、老朽化のため更新など、使用を廃止した理由を記入します。

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。